

平成 28 年 10 月 31 日

指定障害福祉サービス事業所管理者 様
指定障害者支援施設長 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について

日頃から本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録を下記のとおりできるようになりましたので、よろしくお願ひします。

記

1 特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対し、一般の住民接種より基本的に先に開始する予防接種です。

なお、特定接種の対象者となるためには、事前に登録をしていただく必要がありますが、登録されたことをもって必ずしも特定接種が受けられるわけではありません。

2 対象事業所

以下のすべての条件を満たしている事業所が対象となります。

(1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、施設入所支援、共同生活援助のいずれかで指定障害福祉サービスの指定を受けていること。

※ 日中活動系事業所等は特措法に基づき、施設使用制限として閉所要請の対象事業所となるため対象外となります。

(2) 業務継続計画を作成していること。

※ 申請の際には、業務継続計画の提出は不要です。

なお、国から業務継続計画の雛型が示されていないため、本市の新型インフルエンザ業務継続計画を参考にすることができます。本市の新型インフルエンザ業務継続計画は、名古屋市公式ウェブサイトサイト内検索に「新型インフルエンザ」又は「業務継続計画」と入力していただくと確認することができます。

3 対象者

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、施設入所支援、共同生活援助のいずれかに直接従事するものであり、具体的には、介護職員、保健師、助産師、看護師、准看護

師、保育士若しくは理学療法士又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務を行う従事者です。

調理業務の他、入浴、リハビリ等の規模・頻度を減らすことが可能な業務やその他休止・延期できる業務、労務管理等の事務業務は対象外となります。

4 登録方法

管理システム <https://tokuteisessyu.jp/Vaccine2/login.jsp> にアクセスし、ログイン画面を表示させます。

「初めての方へ」をクリックしたうえで、E-Mailアドレスを入力し、送信ボタンをクリックすると、登録したE-Mailアドレスに必要なURL等が送信されます。

※ 業務継続計画の記載項目等詳細につきましては、別紙1「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領」、別紙2「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」でご確認ください。

また、システム操作についてご不明な点があれば、以下の電話番号又はメールにてお問い合わせください。

電話：03-5510-3318

メール：tokuteisessyu@tokuteisessyu.jp

5 登録申請の締切り

平成29年1月5日

6 登録の有効期間

5年間

(注) 登録の有効期間満了の日の90日前に国から登録の更新案内がE-Mailで届くため、90日前から30日前までの間に登録更新の申請を行ってください。

詳細につきましては、別紙1「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領」でご確認ください。

7 登録申請にかかるQ&A

別紙3「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q&A」、別紙4「特定接種（社会保険・社会福祉・介護事業分野【障害福祉】）の登録申請Q&A」のとおりです。

8 その他

その他詳細につきましては、厚生労働省ホームページでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

(担当)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

指定指導係 電話 052-972-2578